

【個別協定等の締結について】

別紙 2

名 称	締結年月日	内 容
災害発生時における千葉市と千葉市内郵便局の協力に関する協定	当初：平成10年2月24日 改正：令和2年11月20日	<p>千葉市内に発生した地震その他による災害時において、千葉市と千葉市内郵便局が連携し、必要な対応を円滑に遂行する。</p> <p>(1)緊急車両としての車両の一時的提供 (2)災害における停電時の給電用車両としてのEV車両等の一時的提供 (3)千葉市が収集した避難所開設状況及び避難者情報の千葉市内郵便局への提供(避難者情報の提供については情報開示を希望した場合のみ) (4)千葉市又は千葉市内郵便局が収集した被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 (5)千葉市内郵便局による郵便局ネットワークを活用した広報活動 (6)災害救助法適用時における、千葉市内郵便局による郵便業務等に係る災害特別事務取扱及び千葉市による作業場所の提供や広報活動等の援護対策 (7)千葉市内郵便局が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の千葉市への情報提供 (8)避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項 (9)株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い (10)前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項</p>
道路破損等の情報提供に関する覚書	当初：平成11年11月15日 改正：平成31年3月25日	千葉市を受持区域とする日本郵便株式会社所管の郵便局に勤務する社員が業務中に、道路上で事故原因となる可能性の高い道路の破損等を発見した場合、郵便局から千葉市所管の土木事務所に情報を提供する。
廃棄物の不法投棄情報提供に関する覚書	平成16年12月1日	千葉市を受持区域とする郵便局の外務職員が、勤務中に廃棄物の不法投棄を発見した場合、千葉市に対して情報を提供する。
「走る子どもセーフティウォッチャー」に関する覚書	平成17年4月4日	千葉市を受持区域とする郵便局の外務職員が、通常の業務中に、子どもに危害を加えている又は危害を加える恐れがある者を発見した場合、千葉市又は警察に情報提供すること、また、子どもが不審者に追われ、郵便局に駆け込んできた場合、郵便局の局長がその子どもを保護する。
千葉市内の防犯への協力に関する覚書	平成18年6月30日	千葉市内郵便局は、屋外における業務活動中に、犯罪行為及びその他の事件・事故並びに犯罪被害者及びその他救護が必要な市民を発見した場合は、警察及び消防への通報等の対応をする。
千葉市孤独死防止通報制度に係る協定書	平成26年12月2日	千葉市内郵便局は、日常の業務において千葉市内の地域住民の日常生活における異変を発見した場合は、対象者の氏名、住所及び異変の状況等のうち、開示可能な内容について千葉市に通報する。異変の状況が切迫していると考えられる場合は、消防もしくは警察に通報する。
ちばレポ(ちば市民協働レポート)連携協力に関する覚書	平成31年3月29日	<p>(1)千葉市内郵便局の社員等に対し、レポーター・サポーター登録を促進する。 (2)千葉市内郵便局に勤務する社員が業務中に道路の破損や公園遊具の破損等、公共施設の不具合を発見した場合、「こまったレポート」を投稿する。 (3)千葉市内郵便局で実施した清掃活動等について、「かいつレポーター」を投稿する。</p>